

高額な外来診療を受けたとき 窓口での支払額が 一定の金額までとなります。



平成24年4月1日から高額療養費の取扱いが変更となり、「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」などを病院や薬局の窓口で提示することで、外来診療でも一定額以上支払う必要がなくなります。

今までは…

高額な外来診療を受けたとき、皆さんのひと月の窓口負担が、自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を病院や薬局で支払っていただきました。



4月1日から…

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。（ただし、同じ医療機関に限ります）



「減額認定証」とはこのようなカードです

■病院・薬局などで減額認定証を提示した場合の、ひと月あたりの支払う限度額は？

○70歳未満の方で国民健康保険に加入している方

区分	要件	外来受診の1ヶ月の窓口負担限度額
減額認定証 交付対象者	上位所得者	基礎控除後の総所得等の合計が600万円を超える世帯 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>
	一般	上位所得者・住民税非課税世帯以外の世帯 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
	住民税非課税世帯	世帯主及び、国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯 35,400円 <24,600円>

※過去1年の間に3回以上高額医療費の支給を受けている場合は、上記の表<>の金額になります。

○70歳以上75歳未満の方で国民健康保険に加入している方

区分	要件	外来受診の1ヶ月の窓口負担限度額
現役並み所得者	課税所得が145万円以上の70歳以上国民健康保険加入者がいる世帯	44,400円
一般	現役並み所得者、減額認定証交付対象者以外の世帯	12,000円
減額認定証 交付対象者	世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯	8,000円
	世帯主及び国民健康保険加入者全員の所得が0円の世帯	

不審な電話や 訪問者にご注意を！

市町村職員や広域連合職員を装った人物になりすまし、「〇〇さんに返すお金があるので、払い戻しします」などと、お金をだまし取ろうとする「還付金詐欺」・「振り込め詐欺」が全国で発生しています。

役場及び広域連合では、口座の暗証番号を聞き出すような連絡やATM（現金自動預払機）の操作を指示することは絶対に行いません。

不審な電話や不審者の訪問があった場合、次のような対処方法をとってください。

■ やり取りの前に、相手の名前、身分、電話番号を聞く。

■ 個人情報をお教えしない。（生年月日、口座番号、携帯電話やキャッシュカードの有無など）

■ すぐにお住まいの市町村窓口または北海道後期高齢者広域連合に連絡する。

○後期高齢者保険（75歳以上の方）に加入している方

区 分		要 件	外来受診の1ヶ月の窓口負担限度額
現役並み所得者		課税所得が145万円以上の加入者と、その方と同一世帯にいる加入者の方	44,400円
一 般		現役並み所得者、減額認定証交付対象者以外の世帯	12,000円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方	8,000円
	区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方	

■限度額だけを支払うための必要な手続きは？

手続きなど	減額認定証交付対象となる方	減額認定証交付対象ではない方
事前手続き	「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に役場窓口で交付の申請が必要です	手続きは、特に必要ありません
病院・薬局などで提示するもの	「保険証」と「減額認定証」を提示してください ----- (70歳～75歳未満の方は高齢受給者証も提示してください)	「保険証」を提示してください

※現在、減額認定証をお持ちの方は、7月末まで使用できます。新たに手続きする必要はありません。

薬局



ご存じですか？ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（正式名称は後発医薬品といいます）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

1. 先発医薬品より安価で経済的です。
○自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。
2. 効き目や安全性は先発医薬品と同等です。
○品質・有効性・安全性について欧米と同様の基準で審査しています。



ジェネリック医薬品を処方してもらうには、医師や薬剤師へ「ジェネリック医薬品にしてほしい」と伝えることが必要です。

◁「ジェネリック医薬品希望カード」が必要な方は役場の担当窓口へご相談ください。

●本庁へのお問い合わせの方は⇒	国民健康保険のこと⇒	町民児童課国保医療係	☎0137-84-5111（内1140）
	高齢者医療のこと⇒	町民児童課高齢者医療係	☎0137-84-5111（内1137）
		または、北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601
●総合支所へのお問い合わせの方は⇒	大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係	☎01398-4-5511（内2118）	
	瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係	☎0137-87-3311（内3143）	

※問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

【報酬など】
1日につき5千円の報酬と旅費を支給します

【応募締切】
4月27日（金）
選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

【応募方法】
北海道後期高齢者医療広域連合及び役場窓口にある応募要領を参照してください

【応募人数】
5名
平成24年7月から2年間（開催は年3〜4回を予定しています）

【応募資格】
道内在住の満20歳以上の方（ただし議員や公務員等を除きます）

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様
の代表として、制度の運営
に関する重要事項をご審議
していたたく運営協議会委員
を募集しています。

北海道後期高齢者医療
広域連合
運営協議会委員募集